

報道関係者 各位

平成22年6月18日
労働基準局総務課
(担当・内線)
総務課長 前田 芳延
中央労働基準監察監督官
小城 英樹
(電話代表) 03(5253)1111(内 5586)
(夜間直通) 03(3502)6741

(財)中小企業災害補償共済福祉財団に対する 行政処分について

厚生労働省は、本日付で、財団法人中小企業災害補償共済福祉財団(東京都新宿区、理事長 西川芳治)の栃木、茨城、神奈川、山梨の各支局における、寄附行為第4条第1号に定める災害補償共済事業の一部業務停止命令を発出しました。

命令の期間は、平成22年6月18日から7月17日までの1ヶ月間です。

併せて、同財団においては、法令等遵守が徹底されていないなど、法令等遵守体制及び内部管理体制に重大な問題が認められたことから、業務改善命令を発出しました。

※行政処分の概要は別紙のとおりです。

行政処分の概要について

- 1 財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団（以下「財団」という。）が、中小企業における災害補償共済事業を実施するために制定している規約（保険の約款に相当。以下「規約」という。）の一部変更の認可申請について、寄附行為等に定める手続を履行していなかったことから、平成 22 年 3 月 31 日付けで認可しない旨の処分を行い、併せて財団の規約が保険法に適合するものとなっておらず、契約者等の保護に問題が認められるため、同日付けで一部業務停止命令※を発出しました（その期間は、4 月 1 日から、寄附行為第 4 条第 1 号に係る規約が保険法に適合し有効に施行されるまでの間）。

※3 月 31 日付け業務停止命令の内容

財団の寄附行為第 4 条第 1 号に定める災害補償共済事業のうち、新規加入会員の募集及び加入手続並びに被共済者の増員手続に係る業務を停止すること。

- 2 その後、財団は規約の変更手続を是正し、4 月 13 日に規約の一部変更認可を求める申請が財団からなされ、内容を審査した結果、規約の変更手続及びその内容は関係法令に適合していると認められたので認可（規約の施行日は平成 22 年 6 月 15 日）したところです。
- 3 しかしながら、財団の栃木、茨城、神奈川及び山梨の各支局においては、業務停止命令の期間中（4 月 1 日以降）に、財団あて届出のあった被共済者の加入申込書を命令違反であることを認識しながら、平成 22 年 3 月 31 日に遡及して受理したものとして被共済者の増員手続を行っていた業務停止命令違反が認められたものです。

4 このため、本日付けで財団の栃木、茨城、神奈川及び山梨の各支局における、新規加入会員の募集等一部の業務について、業務停止命令の処分を行いました。

併せて財団においては、法令等遵守が徹底されていないなど、法令等遵守体制及び内部管理体制に重大な問題が認められたことから、業務改善命令の処分を行いました。

5 なお、既に参加されている会員（継続会員）に対する災害補償共済事業に係る補償費の支払については、今回の業務停止命令によって影響を受けるものではなく、従来どおりの取扱いがされることです。

※本日付けの処分の内容

(1) 一部業務停止命令

財団の栃木、茨城、神奈川及び山梨の各支局において、平成22年6月18日から同年7月17日までの間、寄附行為第4条第1号に定める災害補償共済事業のうち、新規加入会員の募集、加入手続及び被共済者の増員手続に係る業務を停止する。

(2) 業務改善命令

- ① 法令等遵守体制の抜本的な見直し・改善を図ること（役職員に対する研修の実施を含む。）。
- ② 災害補償共済の加入手続等の状況を的確に把握し、適切な対応・指示を行い得るような経営管理体制及び内部管理体制を構築すること（内部監査体制の改善・強化を図ることを含む。）。
- ③ 上記業務停止命令及び業務改善命令に至った問題等を検証し、その責任の所在を踏まえ、役職員の責任を明確化すること。
- ④ 上記①乃至③について、具体的な内容及び実施時期を明記した業務改善計画を平成22年7月9日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を3ヶ月ごとに報告すること。

〈参考条文〉

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十号）（抄）

（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）

第九十五条

特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（解散命令）

第九十六条

前条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関（以下この節において「旧主務官庁」という。）は、特例民法法人がその目的以外の事業をし、若しくは設立の許可若しくは旧民法施行法第十九条第二項の認可を受けた条件若しくは旧主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合又は特例民法法人が移行期間の満了の日までに第百九条第一項の規定により第四十四条の認定を取り消された場合若しくは第百三十一条第一項の規定若しくは同条第二項において読み替えて準用する第百九条第一項の規定により第四十五条の認可を取り消された場合において、必要があると認めるときは、当該特例民法法人に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 旧民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）（抄）

（法人の業務の監督）

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

- 2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。